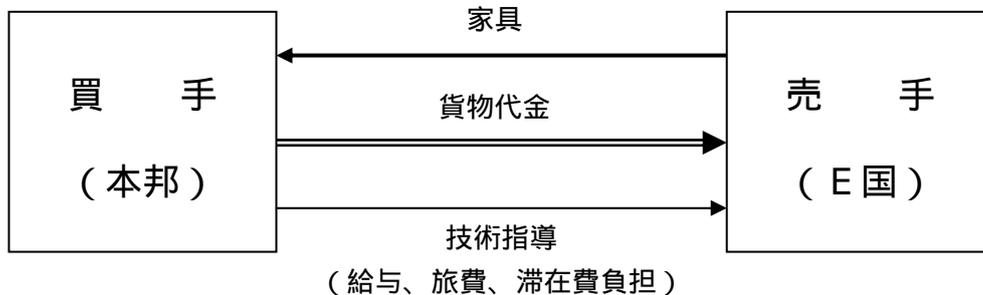


## 28. 買手が売手に派遣する輸入貨物の技術指導者に係る費用



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から家具を購入（輸入）します。

当社は、売手から輸入する家具の製造に必要な技術の指導に従事させるために売手の工場へ当社の社員1名を派遣し、その派遣に係る費用（給与、往復の旅費及び現地滞在費）の全額を負担します。

派遣した社員が行う技術指導は、当社が本邦において開発した製造技術を売手に提供するために行うものであり、派遣した社員は輸入貨物の製造作業には直接従事しません。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が負担する社員の派遣費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が負担する社員の派遣費用は、貴社が本邦において開発した製造技術の無償提供に要する費用であると認められますので、現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

「輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの」が買手により無償で提供された場合は、その役務に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

上記の取引において、貴社（買手）が負担する社員の派遣費用（給与、往復の旅費及び現地滞在費）は、輸入貨物の生産のために必要とされる製造技術を貴社が無償で提供するための費用であると認められますが、その製造技術は、貴社により本邦において開発されたものですので、「輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの」には該当しません。

なお、上記の派遣費用は、輸入貨物の製造には直接従事しない者に係る費用であり、その輸入貨物について売手のために支払われるもの（売手への間接支払）と認められませんので、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成するものでもありません。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項、第3号二

関税定率法施行令第1条の5第3項

関税定率法基本通達4-2(1)、(4)、4-2の3(3)、4-12(4)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)